



＊ ＊ 11 月は「秋のこどもまんなか月間」の取り組みのひとつとして、
「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」が実施されます ＊ ＊

189(いちはやく)

令和6年度標語

気づいてあげて そのサイン

＊ 「189」は全国共通の児童相談所虐待対応ダイヤル(通話料無料)です

～「子どもの権利条約」について～

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の子どもを権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。1989年11月20日国連総会において採択されました。この条約の締約国・地域数は、日本を含め196です。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。これらの原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

●4つの原則●



差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。





子どもへの体罰は法律で禁止されています。
体罰等に頼らないで、子どもへの理解を深め、
より温かい関係を築くためのヒントをご紹介します。



POINT1 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

- ・相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。

POINT2 「言うことを聞かない」にもいろいろあります

- ・保護者の気を引きたい、子どもなりに考えがある、言われていることを理解できていない、体調が悪いなど、さまざまな理由があります。「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいけないことはありません。

POINT3 子どもの成長・発達によっても異なることもあります

- ・子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。
- ・子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアが必要なこともあります。

POINT4 子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう

- ・乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。また、子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。自分で出来るように教えたり、おとなが環境を整えましょう。

POINT5 注意の方向を変えたい、やる気に働きかけてみましょう

- ・子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間が許すなら待ってみましょう。気持ちや行動が変化するかもしれません。また場面を切り替えること（家から出て散歩する等）で注意の方向を変えてみてもよいでしょう。

POINT6 肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

- ・子どもに伝える時は、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、穏やかに、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。
- ・「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行うことで、やり方を示したり教えたりすることもできます。

POINT7 良いこと、できていることを、具体的に褒めましょう

- ・子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。子どもに伝わりやすいように具体的に褒めましょう。

引用：厚生労働省

発行：奥多摩町こども家庭センター

電話：0428-85-2611

平日8時30分～17時15分

令和6年11月5日発行

